

が研究の方便として案出せしまでのものにして、世人の常用文字にかへむとは彼等の予期せる所にあらざるなり。

第六、この故に世人日常の文字は古来決して声音を厳密に代表せるものにあらざるは明かなり。然らば日常文字と声音との交渉は實際如何なる状態にありやといふに、たとへばこれを母音にていはむに、通常ア、イ、ウ、エ、オの五の母音ありといふ。されど、これ実は世俗の見解にして厳密に学術的にいへば開口の「ア」より合口の「ウ」に至るまでには多数の母音の遷移は存するなり。この事は西洋にては聲音学者の実証する所にして、わが国の母音にもかかる現象の存するを疑ふべからず。ただわが聲音学は未だ幼稚にしてこれは學術上に立証すること能はざるのみ。かくてこの多数の母音中よりその代表的の型をとつてア、イ、ウ、エ、オとしたるのみ。

されば實際「ア」と書ける音にも「オ」に近きも「エ」に近きもあるべきはもとよりなり。その他の諸の仮名またかくの如し。かくの如きものなれば仮名を以て表音的に記すといふともそはただ比較的事にして、これを以て絶対的に表音的なりと主張するを得るが如きものは一も存せずといふべし。

以上述べたる所を概括すれば、文字はこれを改革すること容易の事業にあらざると共に、言文の一一致といふことはいふべくして実は行はるものにあらざるなりといふに帰す。然らば仮名遣は全く改めざるを可とするかといふに、必ずしも

然らず。その改革にして真に止むべからざる事情によるものならば、これを行ふには國語の本性に基づきてこれを害せず、國語の法則に依つてこれに戻らず、國語の歴史に照してこれに基づき社会の慣習を顧みてこれを調節し、而して後国民の公認を経、その後徐徐に行はるべきものなりとす。勿論これが為には正確にして親切なる調査を施して十分に社会の容認を経ざるべからざるものなり。

吾人は以上の前提を以てして、今の仮名遣改定案を觀察し、その果して贊すべきが否かを次々に縷述せむと欲す。

第四 現代の文章に於ける仮名遣の実状

余はここに仮名遣が真に改定せざるべからざる事情に迫まられてありや否やの問題を、現代の文章に照して觀察せむ。仮名遣改定案の凡例によれば、それは現代文の口語なるにも文語なるにも適用する由声明せり。現代文といふ以上、上は詔勅法令より下は市井の地口駄洒落に至るまでを包含するものなるべきが、所謂文語の文章をこの案の如き仮名遣を以てせば、恰も仮頭に糞するが如き醜状を呈すべきは明かにして、その事の行はれざるはいふまでもなければ、これは事事しく論ずるまでもなきこととして論外にさしおかむ。

現代の文章の一体として口語体と称せらるるものあり。これは口語体といはるるもの、純粹なる口語の記述にあらず。これが文語と異なる点は「なり」を「である」、「だ」、「で

あります」の如き語に代ふると、用語の活用を口語の活用の形にせるとの二点を主たるものとして、その他は文語と大差なきのみならず、口語には全く用ゐぬ副詞用言等をもただ口語の形式として盛んに用ゐぬものなりとす。されどこれらの文章の体裁は吾人の今の論の目的にあらず。

今以上の如き現代の諸の文章を通観して、仮名遣の真に必要として用ゐらるる点をあぐれば、要するに殆ど古来「てには」と称せられたる範囲に止まれり。なほこれが大綱をあぐれば、

一、助詞「が、に、を、へ、と、より、だに、さへ、ば、
ども、は、も、等」

一、用言の活用及び世の所謂動詞

二、接辞(接頭辞接尾辞)

等を主たるものとす。而して

一、体言

一、用言の語幹

三、副詞の類

は大体漢字を用ゐてあるものなり。されば現代文の実際に於いて仮名遣の難問となるべきものは殆ど一も存せざるは明かなり。なほ上の仮名にてかけるもののうちに於いて仮名遣の問題たるべきものをあぐれば次の如し。

一、助詞(四)を へ さへ は

二、用言の活用

四段活用

ハ行四段の活用 逢は。ひ。ふ。へ。

ヤ行ワ行等に四段活用なれば、紛るべき虞なし。

上一段活用

ハ行上一段の活用 生ひる 強ひる 謎ひる

ヤ行上一段の活用 射る 鋸る 老いる 報いる

悔いる

ワ行上一段の活用 居る 率ゐる 用ゐる

普通に用ゐるは上の数語にすぎず。

下一段活用

ア行下一段の活用 得る の一語のみ

ハ行下一段の活用 読へる 抑へる の類

ヤ行下一段の活用 覚える 消える の類

ワ行下一段の活用 飢ゑる 植ゑる 据ゑる の三

語のみ。

以上ハ行ヤ行の下一段活用が多少紛れ易き点あるのみなり。これとても文語に照せばハ行の方は「フ、ヘ、」と活用し、ヤ行の方は「ユ、エ」と活用するによりて発音の差あるによりて紛ること無し。若し又これを機械的に覚ゆるにしてもヤ行の語二十三四を覚ゆれば足れり。

以上の外には漢字交り文を用ゐる限り紛はしき仮名遣は甚だ少しいふべし。而して世人はかくの如き程度にて紛はしき事も無くして現代の文章を草しうるなり。上述の数条の仮名遣の如きをむづかしいはば、天下にむづかからぬもの一も存せずといふべし。

以上論ずる所によりて、現代の文章に於いて仮名遣が實際に如何に用ゐられてあるかを知るべし。この故に現代の文章に於いて仮名遣を改定せざるべからざる切迫せる事情ありといふことは吾人の信ずる能はざる所なりとす。

教育上の実際問題につきて考ふる場合にも上述の事実は十分に考慮せらるべきことなりとす。日常の必要なき仮名遣に全力を注ぎて教へても彼等生徒は學術上の問題として記憶するに止まり、日常の实用に供せざれば自然にこれを忘れこれを等閑に附するもまた阻止すべからぬ事実なるべし。

この故に仮名遣の励行主義と漢字交り文とは相容れざる点あるをさとるべし。したがつて、漢字を全廃して仮名を専用すとせば、ここに仮名遣は必然國語の記載に関する当面の問題となるべきものなり。この故に今文部省が文章の記載を現状のまま漢字交り文として存続するものとせば、この仮名遣改定案の過半はやはり何れにてもよき事にして、結局、上の助詞用言の活用のみを改むる結果となるにすぎざるべし。

かく論じ来れば、今遽にかく仮名遣を改定することは漢字全廃を予想するものと判せざるべからず。若し果して然りとせば、これ仮名遣改定よりも更に重大なる事件として国民全般の慎重なる考慮を経ざるべからざるものなりと考ふ。吾人は勿論国語調査会が漢字全廃の予備事件としてこの仮名遣改定を企てたるものなりと認むるものにはあらざれど、現代の文章に於ける仮名遣の実状より推論すればかくいはざるを得ざるに至らしむ。若し又然らずとせば、徒らに平地に波瀾を強ひて起すが如き疑は起らざるを得ざるなり。

以上現在の実状よりして仮名遣の改定に迫られてあらぬことを察知すべし。されど吾人はこれを以て直ちにこの改定案に最後の断案を下すべからず。茲に方向をあらためてこの案に如何なる条理あるかを検せむとす。

第五 改定案に一定の標準ありや

今の仮名遣案は何を標準として立案又議決せられたるものなるか。その凡例を見るに大体東京語の発音によりたりといへり。されば、かの改革論者の所謂表音的仮名遣と唱ふるものなるべし。この故にそれらの実例を見るに「あおい」「みよう」などの如く古來かつて見ざりし新形式を案出せり。これ即ちこれらの仮名を以て音のままに書きあらはしたりとする所なるべし。果して然らば、これがうちに助詞の「は」「へ」「を」の三のみに古來の仮名遣を保存する理由如何。これ表音

主義を是なりと認めて古来前例なき新用法を案出せる国語調査会が、この三字のみに正しき仮名遣を保存せるはその表音主義を破るものにあらずして何ぞや。更に又顧るに、助詞の

うち「は」、「く」、「を」の三語を改めずして「わく」は「やえ」とせらる理由如何。助詞はすべて改めずとなれば、なお多少の条理は存すと認むべきが、一を改めて三を改めざる理由如何。

吾人は其の根拠の奈辺に存するかを想像する能はざるなり。

これを以て察するに、この改定案には一貫の標準なきものなりといふべし。この故に、吾人は更に方向を転じて、その個個につきてその改革が合理的なりや否を討尋せざるべからざるなり。

第六 「ゐ」「ゑ」の廃棄

この改定案を見るに「ゐ」、「ゑ」の仮名は廃棄せられたるなり。世人は果してこれを是認するか如何。吾人かくいはば、国語調査会は或はこれらの仮名は廃棄せるにあらず、使用せらるなりといはむ。然れども一時使用せずといふならば、廃棄とは異なりといふを得べけむかなれど、永久に使用せぬことを称して廃棄といふ以上、国語調査会がこの二字を廃棄せらるにあらずして何ぞ。

抑もこの二字を廃棄する理由何處に存するか。国語調査会は或は使用せられざるが故にといはむ。されど るど(井) まる(參) ゐる(居) すゑ(末)

の如きは現代人の使用してこれを誤るもの甚だ稀れなるは極めて明白なる事實なり。使用せられざるが故に廃棄すといふ論は成立すべきにはあらず。

次には「ゐ」、「ゑ」の二音は發音上「い」、「え」となれりといふ論あらむ。如何にも国語調査会の例示せる如きにはその如くに發音すといふを得む。されどこの文字のあらはす發音は國民間には存在せるものなり。これは少しく聲音学の智識を有するものならば、誰にも心づかるべきことなり。粗雑なる世俗的の智識を以て俗人にこの音の有無を問ひ、彼らが無しと答へたりとて、直に無しとするが如きは大早計の事なりといふべし。真に国語を發音通りに記述せむと欲し、又それによりて仮名遣を定めむとならば、あらゆる聲音を厳密に科学的に調査し、それらの有無変化等を十分に明らかざるべからざるものにあらずや。かつて国語調査委員会の調製せし聲音分布図の如きは根本的の調査を経たる資料にあらぬことはない。今更いふまでもなきところなりとす。この故に今急にこれを廃止するが如きは學術上大早計の事に属す。他日「ゐ」、「ゑ」の音の國民的に存することの確証せらるるに至らば今の国語調査会は如何にしてこれに処せむとするか。

かくて又「ゐ」、「ゑ」の廃棄よりして五十音図と伊呂波歌とは当然廃棄せらるるに至らむ。國民は果してこれを容認すべきか。今伊呂波歌は姑く書き五十音図の如きは國語の組織を説

明せむが為に案出せられしものにしてこれによりて国語の理

法に幾許の便宜を与へたりや量り知るべからず。然るに、これらの論者は多くは五十音図の如きは旧時代の遺物と貶して学術上何等の価値なきものの如くいへるもの多し。然るに今改定案にア列、イ列、ウ列、エ列、オ列の名称を用ゐるはこれ何ぞや。これらは實に五十音図によりて起れる名称にして、五十音図を離れては意義をなさざる語なるにあらずや。

一方に五十音図を破りながら、一方にそれによりてのみ認めらるべき術語を用ゐることその矛盾撞着も亦甚しがいふべきにあらずや。

第七 「ぢ」「づ」の廢棄

この改定案には「ぢ」「づ」を廢止せり。從来文部省より発案せる仮名遣案には「ぢ」「づ」の廢止を主張しつつも多少の除外例を設けたり。然るにこの度の改定案には絶対的に廢止せるなり。この点は如何なる理由によれるかを知らずといへども、蓋し、これを使用するものなしとするか、若くはこれが文字に相当する發音無しといふ見解に基づくかの二者のうちなるべし。今この事につきて論ぜむ。

先づこの「ぢ」「づ」の文字は現代人に略ぼ誤なく使用せられてあり、即ち

ふぢ(藤)	わらぢ(草鞋)	はぢ(恥)
うぢら(鶴)	みぢ(水)	めぢらしい(珍)

まづ(先)

等の如きは殆んど何人も誤らざといふべし。ただ時として「ぢ」「づ」の仮名を誤るものは極めて用ゐること稀なる語、たゞば「よぢる」(口語に用ゐることなき單語なり)の如きもののみなり。この故に現代人に誤用せらるといふは事實を顧みぬか、若くは知りても殊更に知らざるまねする人の言なりとす。

次にこの二字に相當する音なしといふ論につきては深く考へざるべからざる点あり。「ぢ」「づ」の二音が、土佐国及び九州のある地方に存することは世人の熟知する所なれば、この音の現代の国語に存せずとは學者たるもの一人もいふもの無し。されども吾人はこの事實を以て直ちにこれが廢止に反対するものにあらず。吾人が反対を主張するは次の二の事項によるなり。

第一、九州の「ぢ」「づ」は吾人これを知らねど、土佐に存する「ぢ」「づ」は實際に聞くに单なる「ぢ」「づ」の濁音にあらずして、寧ろ羅馬字にて、di,duと書くものに近き(全く同じといはず)ものなるを吾人は知れり。かくて「ぢ」「づ」の濁音なるものは思ふに決して現在の国語には全く亡びずして人人の「じ」「ず」なりと思へるうちに存することは疑ふべからず。すべて人の存すとせるものを否定せむものはそれが非存在を證明せざるべからず。これを精査せずして世人が

「じ」、「ず」と書くが故にこの区別なしとするが如きは学術を

以て世に立つものの言にあらざるべし。前の国語調査委員会の音韻分布図の如きは聲音学の心得なきものが、問ひに誘はれて答へたるものにして、精密なる研究を経て答へたるものにあらざることは、地方の当時の応答者の実情を知れる吾人の明言するに躊躇せざる所なり。真に學術上これが存在を否定せむ人は聲音学上の理法によりてこれを精査し、而してその非存在を証明せざるべからず。この討究を施さずして直ちにこれを廃棄するが如きは大早計に属す。

第二には國語には連濁といふ現象あり。連濁といふはもと濁音ならぬものが、語を組合するとき上の語の尾音との連續によりて下の語の首音が臨時に濁音となる現象をいふなり。而してその連濁は真に一時の現象にして、その語は國民の意識内に活発に生動するものにして、その組合せを解くときに濁音より清音に復帰するものなり。これ國語操縱上の一現象たるなり。然るに「か」に「か」、「う」を全く廢して必ず「じ」、「す」を用ゐるとせよ。その連濁音の「か」、「う」は必ず「じ」、「す」とせざるべからず。かくしてなれる語はその組合せを解く時に必然的に「し」、「す」とならざるべからず。これ復帰にあらずして音の転換なり。かくてもとの「ひゑ」が「すゑ」となり、もとの「わり」が「しり」とならざるべからずの奇觀を呈せむ。かくの如きは學理上あり得べき事にあらず

るのみならず、國民の堪へる所の圧制なり。

今古語雅言など称せらるる範囲の語を除き、又全く成熟したる語中の「ぢ」、「づ」を除外し、國民が現に日常用ゐる語につきて連濁の現象を起すべき例をあげべし。

ちかぢか(近々) ちりぢり(散々) 入れ智慧
猿智慧 附け智慧 手ぢか(近)
はしづか

弓張ぢやうぢん(提燈)
辯ぢりめん(縮緬) 紗ぢりめん
貴ひぢち(乳) 鼻ぢ(血)
飯ぢやわん(茶碗) 葉ぢやや(茶屋)

酸漿ぢやうぢん
馬鹿ぢから

等は「ぢ」の連濁音なるが、これを「じ」とかけ、而してこれを解き還元する時に、

「近」は「しか」 「近い」は、「しかい」
「智慧」は「しづ」 「提燈」は「じやうぢん」
「縮緬」は「しりめん」 「力」は「じから」
「乳」は「しら」 「血」は「し」 「茶屋」は「しやや」
「茶碗」は「しやわん」

となひざるべからず。又
つあづれ(月用) 三日づれ(用) つねづね(常常)
松葉ぢゑ(杖) 箱ぢめ(詰) 立ぢま(棲)

馬鹿づら(面)	驚づかみ(撃)	丸づか(塚)
小づかひ(小遣、小使)	手づかへ(支)	
条件づき(付)	利札づき	醤油づけ(漬)
胴づき(搗)	手づくね(捏)	鬼づた(薦)
木づち(槌)	小づつ(筒)	紙づな(綱)
小づの(角)	手づよい(強)	氣づよい(強)
くろづる(鶴)	鍋づる(鉢)	こづらにくい
三人づれ(連)		
等は「つ」の連濁なるが、これも亦「ず」とかかざるべからずとして、これを解体還元するとか		
「月」は「す。き」	「常」は「す。ね」	「杖」は「す。ゑ」
「詰」は「す。め」	「棗」は「す。ま」	「面」は「す。ら」
「つかみ」は「す。かみ」	「塙」は「す。か」	
「つかひ」は「す。かひ」	「つかへ」は「す。かへ」	
「付」は「あ。き」	「漬」は「す。け」	「搗」は「す。き」
「捏ね」は「す。くね」	「薦」は「す。た」	「槌」は「す。ち」
「筒」は「す。う」	「綱」は「す。な」	「角」は「す。の」
「強い」は「す。よい」	「鶴」「鉢」は「する」	
「つらじくい」は「す。らじくい」	「連」は「す。れ」	

余がかくいはば、論者ありて或は「汝は強ひて反対せむが為に、詭弁を弄するなり」とはいはむ。されどこれ徒に弁を好むが為めにあらずして事実なるを如何にせむ。何となれば、上にあげたる諸例の如きはみな吾人が國語操縦上臨時に組合せて連濁を起し始めたる現象にして、日常頻繁に起る事なればなり。

今われらは瓶に詰めたるものを一語にていはむとする時に「瓶詰」の語を用ゐる。この時には瓶に詰むるものなるが故に直ちに「びんづめ」と書くは自然の事なり。これ瓶詰といふ語が必ずしも過去に成立せずともいひ得る事なり。行李に詰むれば「行李詰」といひ、箱に詰むれば「箱詰」といひ、ぶりき罐に詰むれば「罐詰」とも「ぶりきづめ」ともいふ。この場合の罐詰は既成の商品の罐詰とは意義異なり。商品の罐詰は既に成熱せる一の名詞なり。ところでこの罐詰は臨時につくりたる語にして固定的の語にあらず。かくの如きを吾人は國語操縦の過程中に起る臨時の現象なりといふなり。その他「風呂敷包」、「紙包」、「大包」、「小包」の「つつみ」の如きまた然り。小包郵便の「小包」は一個の成語なり。されど上の種種の「つつみ」の場合には異なり。この故にこれらの國語操縦の過程中臨時に組合せ、又は離れる語は國民の意識内に活潑に生動せるものにして、その「つめ」、「つみ」等は合成しても又単独にても同一語にして、決して別語たる意識を生ずるものにあらず。然

とならざるべからず。而してかくなりたるものはもはや日本語にあらわれるなり。

るに文部省の改定案に従へば、この「つみ」、「つめ」等上にあげたる諸例の語は自由の繩縦を阻止せらることとならざるべからず。加之現に「智慧」なり「月」なり「杖」なりと意識せるものを「じゑ」、「ずき」、「ぢゑ」と書くべしと強制したりとて果して国民の反抗を買はずして止むべきか。実にかくの如きはいふべくして行ふべからざる事なるのみならず、一は国語の組織を破るものなるべし。国語調査会には斯道の大学者を網羅せられたるに何故に連濁のこの重大事実を無視せられたるにか。これ或は連濁音といふ名称にとらはれ、ただ成熟語に存するものと認めて国語操縦の過程中に起る臨時的現象たるものあることを忘れたるによるか。なほ一步を進めて論すれば、この連濁音を有する成語といふものは、本来この自由操縦によりてなれる臨時の組合せになれる語が、固定的のものとなりたる第二次的のものにして、連濁の本義はこの自由操縦の過程中に起る臨時現象にありとす。この故に若し連濁音を固定せる名詞動詞等の内部の現象に止まるといふものあらば、吾人はこれを以て未だ連濁の真相を知らざるものといはむとす。

以上の理由によりて吾人は「ぢ」、「ぢ」の仮名は廃棄すべからぬものなりと主張す。

第八 「くわ」の廃棄

国語調査会の改定案には「くわ」の仮名遣を廃止せり。これ

につれて「くわ」の音も廃止すべき」とはいふまでもあらざるべし。これが廃止の理由は蓋しこの音無しといふに帰すべし。

然れども「くわ」の音の全国に多く存するは事実なり。この故にこれらの廃止を主張する人はそが全国に存せぬといふ事と東京語に存せぬとの理由を以てこれに答へむとすべし。されど、東京語がしかく正確なるものなりや。東京語に存すると否とを以て絶対的の標準とせむことは危険なり。況んや世の文明に進むにつれて聲音も亦精密になり行くは必然の事なり。東京語に無くばこれを教へて可なり。過誤を知りて強ひてそれに倣ふの要何處にかあらむ。この「くわ」は字音にのみ限られたれど、吾人はこれを廃止することの文化の進歩逆行するものなるを思ふが故にこれに反対を表明す。

なほ従来この「くわ」の廃止を主張せる論者の中にも、字音には廃止を主張して外国語の記載にはこれを採用すべしといへるものあるを見たり。かくの如き論者は外国語の記載法を制定せむ際には必ず「くわ」の存続を主張すべきと明なり。外国语の記載に「くわ」を用ひ、国語化せる字音の記載には廢すべしとせばその説自家撞着なりといはざるべからず。この故に吾人は仮にこれを廃止すとしても、そは外国语の記載法の制定と相待つものとして、これが廃止は尚早なりと主張するものなり。